

土木工事共通仕様書

関係基準

週休2日制ガイドライン

2023年 7月

阪神高速道路株式会社

目 次

第1章 受注者希望方式	
第1節 一 般	1
第2節 対象工事	1
第3節 週休2日の定義	1
第4節 週休2日への取組に関する手続等	2
第5節 取得計画書及び取得報告書	2
5.1 取得計画書作成上の注意	2
5.2 取得計画書の構成及び記載内容	2
5.3 取得報告書の構成及び記載内容	3
第6節 工事工程の共有	3
第7節 工事成績評定	3
第8節 設計変更	3
第9節 履行実績取組証の発行	3
第2章 発注者指定方式	
第1節 一 般	4
第2節 対象工事	4
第3節 週休2日の定義	4
第4節 週休2日の実施に関する手続等	4
第5節 取得計画書及び取得報告書	5
5.1 取得計画書作成上の注意	5
5.2 取得計画書の構成及び記載内容	5
5.3 取得報告書の構成及び記載内容	5
第6節 工事工程の共有	5
第7節 工事成績評定	6
第8節 設計変更	6
第9節 履行実績取組証の発行	6
第3章 技術者交替方式	
第1節 一 般	7
第2節 対象工事	7
第3節 週休2日の定義	7
第4節 週休2日の実施に関する手続等	8

第5節 取得計画書及び取得報告書	8
5.1 取得計画書作成上の注意	8
5.2 取得計画書の構成及び記載内容	8
5.3 取得報告書の構成及び記載内容	9
第6節 工事工程の共有	9
第7節 工事成績評定	9
第8節 設計変更	9
第9節 履行実績取組証の発行	9
第10節 その他	9

第1章 受注者希望方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、受注者の希望によって週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって行う「受注者希望方式」とする。ただし、当該取組の対象は原則として全工事とするが、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができます。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
 - 例①災害復旧工事
 - 例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
 - 例①通学時間帯の中止など地域社会からの要望が予想される工事
 - 例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

^{※注1)} 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

^{※注2)} 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

^{※注3)} 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、現場着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (6) 受注者希望方式を適用した工事において、施工条件が変更となった場合等は、監督員と協議のうえで、技術者交替方式を適用することができる。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数)
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))

(D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
 (現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記 5.2 の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休 2 日への取組を行う場合、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休 2 日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、週休 2 日への取組は受注者希望方式で行うものであるため、週休 2 日を実施できなかった場合の工事成績評定の減点は行わない。

第8節 設計変更

取得報告書で実施状況を確認の上、週休 2 日相当の現場閉所を行ったと認められる場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、設計変更の対象とし労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正を行うこととする。

なお、補正係数は、土木工事標準積算基準による。

第9節 履行実績取組証の発行

週休 2 日への試行工事に取組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が 21.4%（6 日／28 日）以上を達成した場合。

(2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

(3) その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第2章 発注者指定方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事において、発注者の指定によって週休2日が義務付けられた工事における実施指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、発注者の指定によって行う「発注者指定方式」とする。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

^{※注1)} 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

^{※注2)} 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

^{※注3)} 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日の実施に関する手続等

受注者は、週休2日を実施にあたり、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、現場着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。

- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (6) 発注者指定方式を適用した工事において、施工条件が変更となった場合等は、監督員と協議のうえで、技術者交替方式を適用することができる。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、
発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数)
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記 5.2 の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日を実施にあたり、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、

受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

第8節 設計変更

当初の契約制限価格において、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費に、土木工事標準積算基準に示すそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う。

施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

（1）取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上を達成した場合。

（2）取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

（3）その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第3章 技術者交替方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事のうち、休日に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、受注者の希望によって技術者及び技能労働者を交替しながら週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「技術者交替方式」とする。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、施工体制台帳に記載された全ての労働者が下記の定義に基づき週休2日相当の休日確保を行ったか否かを確認する。なお、複数工事を兼任している技術者及び技能者について、当該工事の休日に他工事に従事していた場合も当面は休日とみなして算出可能とする。

また、従事期間が1週間未満の技能者及び技能労働者は対象外とする。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の休日確保を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)
- 計画的に確保できる休日に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も休日取得日数^{※注3)}とすることができます。

^{※注1)} 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は除く。なお、下請者については、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いた期間とする。

^{※注2)} 週休2日とは、4週8休以上の休日取得を行ったと認められる状態。

^{※注3)} 休日取得日数とは、当該技術者及び技能労働者が一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

【基本算定式】休日率(%)=技術者・技能労働者の平均休日日数÷全体工期

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、現場着手前又は施工計画書提出前に、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示し、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (3) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (4) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、
発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数)
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に休日を取得する日数 ((C)の内数)
(休日取得日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記 5.2 の「工期及び取得計画」と休日取得日数（取得実績）について記載するものとする。

第 6 節 工事工程の共有

受注者が週休 2 日を実施にあたり、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第 7 節 工事成績評定

週休 2 日相当の休日取得を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、技術者交替制の週休 2 日の取組は受注者希望方式で行うものであるため、週休 2 日を実施できなかった場合の工事成績評定の減点は行わない。

第 8 節 設計変更

取得報告書で実施状況を確認の上、週休 2 日相当の現場閉所を行ったと認められる場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、設計変更の対象とし労務費、現場管理費の補正を行うこととする。

なお、補正係数は、土木工事標準積算基準による。

第 9 節 履行実績取組証の発行

週休 2 日への試行工事に取組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

（1）取組証の発行基準は以下のとおり。

休日取得が 21.4%（6 日／28 日）以上を達成した場合。

（2）取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

（3）その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第 10 節 その他

（1）技術者交替方式は、現場閉所による週休 2 日ではなく、技術者等の休日

日数で週休 2 日に取り組む方式である。そのため、現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はない。